



2025年7月16日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員 小川 秀樹
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務執行役員コーポレート統括本部長 休石 佳司
(TEL : 082-237-9371)

取締役および執行役員に対する株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式 21,000株
(3) 処分価額	1株につき2,697円
(4) 処分価額の総額	56,637,000円
(5) 割当予定先	監査等委員でない取締役 3名 13,200株 執行役員 8名 7,800株

2. 処分の目的および理由

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、当社の監査等委員でない取締役については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、また、当社の監査等委員である取締役（社外取締役を除きます。）については、株主の皆様との価値共有により、当社の企業価値の毀損の防止および信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。なお、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会において、（i）本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の監査等委員でない取締役に対して年額50百万円以内の、監査等委員である取締役に対して年額5百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、（ii）本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、監査等委員でない取締役については年50,000株以内、監査等委員である取締役については年5,000株以内とすること、および、（iii）譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から割当てを受ける当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、当社は、当社の取締役のほか、当社の執行役員に対しても、当社の取締役と同様、譲渡制限付株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今般、当社は、本日開催の取締役会の決議により、当社の監査等委員でない取締役3名（以下「対象取締役」といいます。）および当社の執行役員8名（以下、対象取締役とあわせて「対象者」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計56,637,000円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を付与しました。その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、対象者に対し、本金銭報酬債権（合計56,637,000円）を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金2,697円）、当社の普通株式合計21,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。また、当社は、執行役員である対象者との間においても、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結します。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日まで、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、本割当株式の払込期日から2026年3月期に係る定時株主総会終結時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が本役務提供期間において、当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、2025年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、2025年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式の全部につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月15日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,697円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上